

保発 1 2 1 5 第 1 5 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 137 号）については本日公布され、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に当たって十分に留意されたい。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 365 号）の施行に伴い、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）について所要の改正を行うものである。

#### 第 2 改正の内容

##### 1 健保則の一部改正

- ① 産科医療補償制度の見直しに伴い、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）第 36 条第 1 号に基づき健保則第 86 条の 2 第 1 項で定める出産育児一時金に係る特定出産事故の基準について、「在胎週数 33 週以上かつ出生体重 2,000 グラム以上」から「在胎週

数 32 週以上かつ出生体重 1,400 グラム以上」に改正を行ったこと。

- ② 健保令第 41 条の改正により、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に名称変更することに伴う所要の規定の整備を行ったほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の施行に伴い、児童福祉法第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給及び難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項の特定医療費の支給を特定給付対象療養に追加したこと。
- ③ 健保令第 42 条、第 43 条及び第 43 条の 3 の改正により、高額療養費及び高額介護合算療養費の算定基準を現行の 3 区分から 5 区分に見直したことに伴う引用条文の整備等を行ったこと。
- ④ その他所要の規定の整備を行ったこと。

## 2 船保則の一部改正

1 に準じた改正を行ったこと。

## 3 国保則の一部改正

- ① 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 の改正により、70 歳以上の被保険者に係る一部負担金の割合の判定方法を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行ったこと。
- ② 1 の②から④までに準じた改正を行ったこと。

## 4 高確則の一部改正

1 の②及び 3 の①に準じた改正を行ったこと。

## 5 経過措置

- ① 施行日前の出産について適用する産科医療補償制度における「出産」の基準については、なお従前の例によるものとする。
- ② 特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定について、施行日より一年間は、一定の基準を満たした者は認定を受けたものとみなすこと。
- ③ 旧様式による限度額適用認定証等について、施行日以後も当分の間、取り繕って使用してよいものとする。

## 第 3 施行期日

平成 27 年 1 月 1 日から施行すること。

保発 1 2 1 5 第 1 7 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 137 号）については本日公布され、平成 27 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に当たって十分に留意されたい。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 365 号）の施行に伴い、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）について所要の改正を行うものである。

#### 第 2 改正の内容

##### 1 健保則の一部改正

- ① 産科医療補償制度の見直しに伴い、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）第 36 条第 1 号に基づき健保則第 86 条の 2 第 1 項で定める出産育児一時金に係る特定出産事故の基準について、「在胎週数 33 週以上かつ出生体重 2,000 グラム以上」から「在胎週

数 32 週以上かつ出生体重 1,400 グラム以上」に改正を行ったこと。

- ② 健保令第 41 条の改正により、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に名称変更することに伴う所要の規定の整備を行ったほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の施行に伴い、児童福祉法第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給及び難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項の特定医療費の支給を特定給付対象療養に追加したこと。
- ③ 健保令第 42 条、第 43 条及び第 43 条の 3 の改正により、高額療養費及び高額介護合算療養費の算定基準を現行の 3 区分から 5 区分に見直したことに伴う引用条文の整備等を行ったこと。
- ④ その他所要の規定の整備を行ったこと。

## 2 船保則の一部改正

1 に準じた改正を行ったこと。

## 3 国保則の一部改正

- ① 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 の改正により、70 歳以上の被保険者に係る一部負担金の割合の判定方法を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行ったこと。
- ② 1 の②から④までに準じた改正を行ったこと。

## 4 高確則の一部改正

1 の②及び 3 の①に準じた改正を行ったこと。

## 5 経過措置

- ① 施行日前の出産について適用する産科医療補償制度における「出産」の基準については、なお従前の例によるものとする。
- ② 特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定について、施行日より一年間は、一定の基準を満たした者は認定を受けたものとみなすこと。
- ③ 旧様式による限度額適用認定証等について、施行日以後も当分の間、取り繕って使用してよいものとする。

## 第 3 施行期日

平成 27 年 1 月 1 日から施行すること。